

懲戒処分の公表

令和 7 年 3 月 3 1 日

新城市長 下 江 洋 行

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「新城市職員の懲戒処分等に関する指針」に基づき公表します。

事 案 の 概 要	自動車運転免許の更新期限が令和 6 年 8 月 2 9 日までであったが、更新手続きを失念し、令和 6 年 8 月 3 0 日から令和 7 年 3 月 1 3 日までの間、計 2 7 回公用車を無免許運転した。また、通勤においても自家用車を無免許運転した。 本事案は、令和 7 年 3 月 1 8 日に業務上の手続きで身分証明書が必要となり、職員本人が免許証を確認したところ、有効期限が切れていることに気づき、所属長に申出をしたものである。
所 属	市民病院 経営管理部
職 名	主事
年 齢	3 0 歳代
性 別	女
処分の種類及び程度	道路交通法違反（無免許運転）【 停職 2 月 】
処 分 年 月 日	令和 7 年 3 月 3 1 日
処 分 理 由	地方公務員法第 3 2 条「法令等に従う義務」に違反する行為であり、同法第 2 9 条第 1 項第 1 号「この法律に違反した場合」に該当するため、本市の処分基準に照らし「停職 2 月」としたものである。
そ の 他	本事案の管理監督責任として、所管部長及び課長を「訓告（指導上の措置）」とした。